

令和5年度 佐久市立学校運動部活動の地域移行に関する取組み方針（案）

3つの柱を中心に地域移行を推進していく。

柱Ⅰ：モデル事業の実施

まずは、地域移行に関して、連携の提示をいただいている、**「剣道」「バスケットボール」**について、**モデル事業として地域移行の検討**を進めていく。

このモデル事業において見えてきた課題や成果を関係者へフィードバックするとともに、この他の競技についても学校、地域スポーツ団体、保護者、行政が連携して検討・協議を進めていく。

また、**指導環境の整備について市内統一した基準づくり**を進める必要がある。

- 謝金の金額について
- 保険の加入基準や負担について
- 責任の範囲について など

柱Ⅱ：部活動指導員、外部指導者の人材発掘、確保

現在、各中学校で指導をする「部活動指導員」「外部指導者」は各中学校がそれぞれ探している状況となっている。

昨年の佐久市立中学校運動部活動の地域移行協議会（準備会）において、各中学校で地域の指導者を探すのに苦慮している実情が分かった。

このため、**中学校と指導者とをマッチングする体制の構築**を検討する。

柱Ⅲ：民間企業等との連携

スポーツ庁策定の「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」にもあるように、「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる」意識の下で、地域移行を進めていく必要がある。

このため、地元企業・事業所等に協力支援を受けながら、**地域全体で子どものスポーツ環境を整備**する。

柱Ⅰ：モデル事業の実施

1 剣道のモデル事業について

(1) 現 状

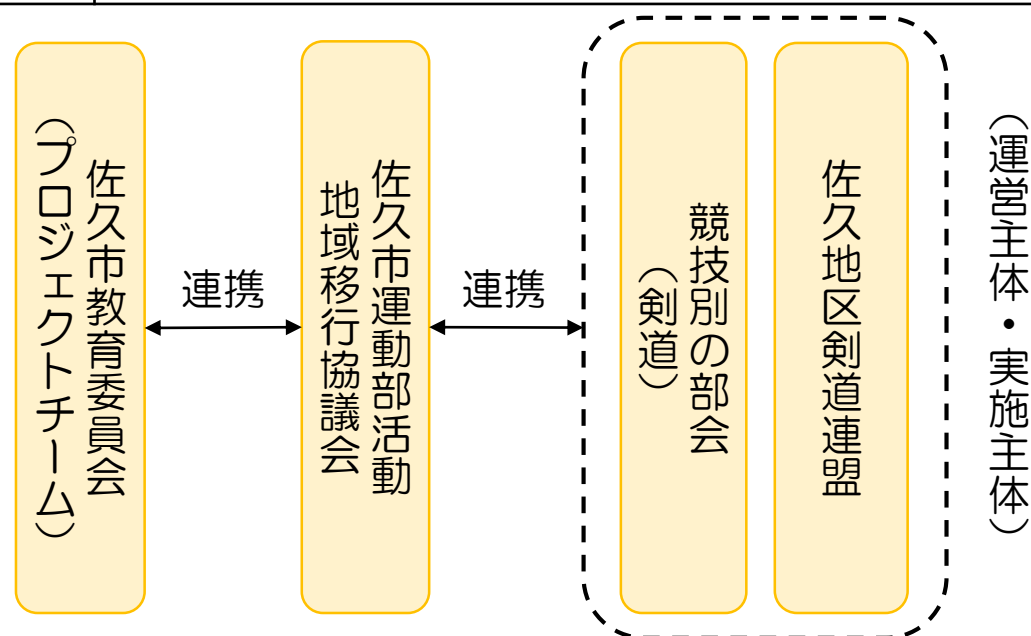
令和4年度では市立中学校7校中、4校に剣道部が設置されている。

中学校	部員数	部活動移動員 外部指導者	顧問の 競技経験
浅 間	男20名、女12名：32名		あり
野 沢	男16名、女10名：26名	外部1名	なし
浅 科	男4名、女2名：6名		あり
望 月	男8名、女4名：12名	外部2名、部活1名	なし
合 計	男48名、女28名：76名	外部3名、部活1名	

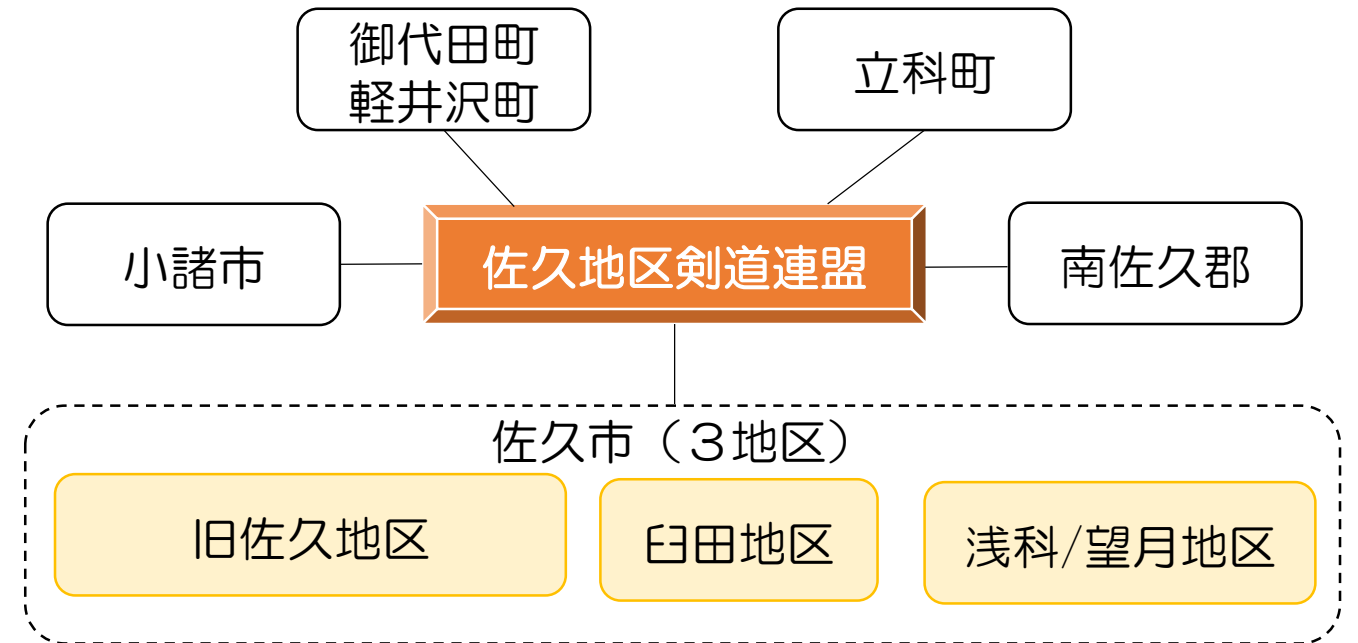
(2) 想定する部活動体制等

佐久地区剣道連盟が運営実施主体となり進めている。

運営主体・ 実施主体	佐久地区剣道連盟
指導者	地域の指導者（一部教員の兼職兼業を含む）
参加者	地域の生徒（他の世代と一緒に参加する場合を含む）
日 程	土日のいずれか3時間程度
場 所	学校体育施設、社会体育施設
費 用	参加者が負担（会費、指導者の交通費の実費）
保 険	生徒、指導者ともに各自負担



【イメージ図】



ア これまで佐久地区剣道連盟が行っていた活動の場所での、間口を広げ、部活動の地域移行の場としていく。

⇒既存の活動の場を生かして地域移行を進めていく。

旧佐久地区：長野県立武道館
 臼田地区：臼田武道館
 浅科/望月地区：旧春日小学校等

イ 佐久市内では上記の3地区での活動を想定しているが、生徒はどの地区へ行っても活動は可能とする。

なお、中学校に剣道部がない生徒も参加可能とすることで、中学校区に剣道部のない生徒の受け皿となる。

⇒各地区で活動が可能となり、保護者の送迎の負担は軽減できると考えられる。

※活動場所や会費などについては、今後、競技別の部会（剣道）において協議、検討が必要。

※大会への出場方法は在籍の中学校なのか、道場としてなのか、クラブ化していくのか、検討が必要。

柱Ⅱ：部活動指導員、外部指導者の人材発掘、確保

(1) 現状及び課題

- ア 指導経験のない教員が指導にあたる場合があり、生徒・教員双方によって望ましい体制となっていない（令和4年度競技経験のない教員による指導者の割合：全国約46.0%、佐久市約55.0%）。
- イ 「部活動指導員」制度や「外部指導者」を活用しているが、学校が直接地域に人材確保を依頼しているため、指導者探しに限界がある状況となっている（令和4年度：部活動指導員11名、外部指導者30名）。
- ウ 地域にどれだけの指導者候補がいるのか把握できていない。



解決のためには？

(2) 前提条件

- ア まずは、休日の市立中学校の運動部活動を指導していただける人材を発掘、養成する。
- イ 現在、指導にあたっている「部活動指導員」の制度を継続活用していくための、人材を確保する。
（昨年の佐久市立中学校運動部活動の地域移行協議会（準備会）の際にも中学校長から指導者を確保するのに苦慮している意見があった）



どうするのか？

(3) 具体的な方法

- ア 部活動指導員
各中学校における「部活動指導員」の配置希望状況を把握し、各競技団体へ情報提供し、人材の発掘する。
※「部活動指導員」は国、県からの補助を市が受けて任用しており、各中学校における配置人数に上限がある（各中学校で3人まで、同一学校同一部活動は5年まで）。
※週の勤務時間が労働基準法で定める「1日8時間」「週40時間」以上とらない方に限られている。
- イ 外部指導者
（ア）各中学校の配置希望状況を把握し、各競技団体へ情報提供し、人材の発掘する。
（イ）報酬、費用弁償等の一定の市内基準の設定を検討する必要がある。
- ウ 人材の確保については、「佐久市指導者人材バンク（仮称）」などを通して周知や募集を考えている。

柱Ⅲ：民間企業等との連携

(1) 目的

運動部活動に指導者として関わることに関心はあるが、普段仕事をしており、時間的に難しい、会社の理解が必要などの理由により、眠っている人材を発掘、スポーツ指導者の量を確保することを目的とする。

(2) 概要

- ア 企業・事業所に勤めている人材が、積極的に部活動に関わり、部活指導員や外部指導員、地域移行指導者（仮）として協力しやすい環境を整備することで「スポーツ指導者の量」を確保する（佐久市消防団応援事業制度と同様なイメージ）。
また、人材以外にも物資（ボールや飲料水など）や場所（合同練習や遠征・大会の時の駐車場など）の提供による応援についても検討する。
- イ 登録していただいた企業・事業所に対して、佐久市教育委員会が「佐久市運動部活動応援団（仮称）」として認定し、認定証を交付する。
- ウ 認定後は、市の広報誌やホームページで企業・事業所を紹介し、広く周知をする。また、本事業のPRリーフレットを作成し、周知を図る。

(3) 企業・事業所のメリット

企業・事業所のメリットとして、CSR活動（企業・事業所の社会的責任）への取り組みとして、また、従業員のモチベーション向上、社会評価向上などの効果が期待できる。

